

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 6 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和 34 年寒川町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

「第 1 章 この町が行う国民健康保険」を「第 1 章 この町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第 1 条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 11 条第 2 項の規定により設置されたこの町の国民健康保険運営協議会」に改める。

第 4 条の 2 中「国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第 12 条の 2 中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に改め、「第 362 号」の次に「、以下「政令」という。」を加え、「第 29 条の 7 第 1 項」を「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「後期高齢者支援金等賦課額(同項)」を「後期高齢者支援金等賦課額(同項第 2 号)」に、「介護納付金賦課被保険者(同項)」を「介護納付金賦課被保険者(同項第 3 号)」に、「介護納付金賦課額(同項)」を「介護納付金賦課額(同項第 3 号)」に改める。

第 12 条の 3 各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移

送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(神奈川県(以下「県」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 74 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。))(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。))の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。))の額

第 16 条の 6 中「540,000 円」を「580,000 円」に改める。

第 16 条の 6 の 2 各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受

ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第16条の6の6第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改める。

第16条の7各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第20条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第27条の2第2項中「届出は」を「届出に当り」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。